



浄水水質検査結果書

No. 23-WA-1882

令和5年5月25日

神流町長 田村 利男 様
令和5年5月18日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県第1号
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地

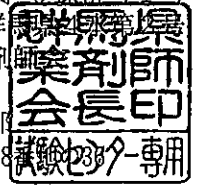


Table with 2 columns: 水道名称 (Waterworks Name), 採水場所 (Sampling Location), 水道種別 (Waterworks Type), 採水日時 (Sampling Date/Time), 原水・浄水 (Raw Water/Purified Water), 採水者名 (Sampler Name), 天候 (Weather), 気温 (Air Temp), 水温 (Water Temp), 遊離残留塩素 (Free Residual Chlorine), 検査方法 (Inspection Method).

Main inspection results table with 6 columns: 検査項目 (Inspection Item), 検査結果 (Inspection Result), 水質基準 (Water Quality Standard), 検査項目 (Inspection Item), 検査結果 (Inspection Result), 水質基準 (Water Quality Standard).

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

Summary table with 4 columns: 検査期間 (Inspection Period), 令和5年5月18日 ~ 令和5年5月23日, 検査責任者 (Inspection Responsible Person), 水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 23-WA-1885

令和5年5月25日

神流町長 田村 利男 様
令和5年5月18日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県第1号
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



Table with water supply details: 水道名称 (橋倉浄水場), 水源名称, 採水場所 (浄水場下), 水道種別 (簡易水道), 採水日時 (令和5年5月18日 10時00分), 原水・浄水 (浄水), 採水者名 (産業建設課 斎藤 清一), 天候 (前日晴 当日晴), 気温 (25.0), 水温 (12.0), 遊離残留塩素 (0.20), 検査方法 (平成15年厚生労働省告示第261号)

Main inspection results table with columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準. Includes rows for 一般細菌, 大腸菌, 塩化物イオン, 有機物, pH値, 味, 臭気, 色度, 濁度, etc.

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

Footer table with inspection period (令和5年5月18日 ~ 令和5年5月23日), inspector (山口 貴史), and department (水質検査部門管理者).

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 23-WA-1886

令和 5 年 5 月 25 日

神流町長 田村 利男 様
令和 5 年 5 月 18 日 にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県第1号
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地

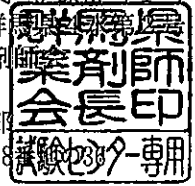


Table with 5 columns: 水道名称, 水源名称, 採水場所, 水道種別, 採水日時, 原水・浄水, 採水者名, 天候, 気温, 水温, 遊離残留塩素, 検査方法

Main inspection results table with 6 columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

Footer table with 4 columns: 検査期間, 令和5年5月18日 ~ 令和5年5月23日, 検査責任者, 水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準値

水道法の水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

最終改正:令和2年3月25日厚生労働省令第38号(令和2年4月1日施行)

検査方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)

最終改正:令和5年3月24日厚生労働省告示第85号(令和5年4月1日施行)

水質基準項目	水質基準値	検査方法	報告下限値
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	—
2 大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	—
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ICP-MS法	0.0003 mg/L
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法	0.00005 mg/L
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	0.001 mg/L
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	0.001 mg/L
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法	0.001 mg/L
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	ICP-MS法	0.002 mg/L
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.004 mg/L
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	IC-PC法	0.001 mg/L
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.1 mg/L
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.05 mg/L
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	0.1 mg/L
14 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	0.0002 mg/L
15 1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	0.005 mg/L
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	0.002 mg/L
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	0.001 mg/L
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	0.001 mg/L
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	0.001 mg/L
20 ベンゼン	0.01 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	0.001 mg/L
21 塩素酸	0.6 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.06 mg/L
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.002 mg/L
23 クロロホルム	0.06 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	0.001 mg/L
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.002 mg/L
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	0.001 mg/L
26 臭素酸	0.01 mg/L以下	IC-PC法	0.001 mg/L
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法	0.001 mg/L
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.002 mg/L
29 プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	0.001 mg/L
30 ブロモホルム	0.09 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	0.001 mg/L
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	0.008 mg/L
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	0.01 mg/L
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	ICP-MS法	0.02 mg/L
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	ICP-MS法	0.03 mg/L
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法	0.01 mg/L
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	ICP-MS法	0.1 mg/L
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	ICP-MS法	0.005 mg/L
38 塩化物イオン	200 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.2 mg/L
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	ICP-MS法	1 mg/L
40 蒸発残留物	500 mg/L以下	重量法	1 mg/L
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	固相抽出-HPLC法	0.02 mg/L
42 (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法	0.000001 mg/L
43 1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]-ヘプタン-2-オール(別名2-メチルインボルネオール)	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法	0.000001 mg/L
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	固相抽出-吸光光度法	0.005 mg/L
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法	0.0005 mg/L
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	全有機炭素計測定法	0.2 mg/L
47 pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法	—
48 味	異常でないこと	官能法	—
49 臭気	異常でないこと	官能法	—
50 色度	5度以下	透過光測定法	0.5 度
51 濁度	2度以下	積分球式光電光度法	0.1 度

一般社団法人群馬県薬剤師会環境衛生試験センター